

図書館だより | レファレンス事例から

質問内容

労研の「総合消費単位」を見たい。

回答

- ①「家事財産給付便覧 第2巻 離婚給付・婚姻費用及び扶養料の算定」(家事実務研究会／編 新日本法規刊 請求記号 R1.46-K937 *加除資料)
- ②「妻と子の生活費の計算」(河合政長 家庭裁判月報 25巻5号 1973)
- ③「Q&A 離婚トラブル110番 第2版」(離婚問題研究グループ／編 民事法研究会刊 2003 請求記号 324.624-R149)
- ④「日本の生活水準」(労働科学研究所 1977 請求記号 328.712-R59-2) など。

特記事項

●総合消費単位について

婚姻費用・養育費の算定方式には実費方式・生活保護方式・労研方式などがあるが、総合消費単位は労研方式で生活費を算定する方法の1つで使用される。労働科学研究所が厚生省(当時)の委託で昭和27年に東京において生計費の実態調査(*調査の経緯は上記④を参照)をして算出した値で、成人男子の生活に必要な標準的消費量(食料費)・住居・光熱・被服などの支出を求めてこれを基準とし、年齢・性別など異なる者の消費量を成人男子に対する比率で示している(右上表参照)。ただし、戦後間もない時代に作成された資料なので、特殊事情については数値を加算して使用されることもあるようである(詳しくは上記①の資料に詳しい記述がある)。

●検索の手がかり

蔵書検索で「総合消費単位」のキーワードから探しても、③しかヒットしない(古い蔵書のデータは目次情報まで入力していないものもあるので、検索してもヒットしない場合がある)。よってキーワードを「婚姻費用」や「生活費」にして文献をピックアップし、丹念に調べることとなる。

総合消費単位(都市)

		60歳未満	60歳以上
既婚男子	軽作業以下	100	95
	中等作業	105	100
	重作業	115	110
	激作業	120	115
既婚女子	主婦	80	65
	軽作業	90	80
	中等作業	95	85
	重作業	100	90
就労しない未婚女子		90	
ただし軽作業とは必要摂取量(男子)2600Kcal			
生計中心者でない未婚男女		115	ただし重作業以上は既婚者のもの
		男	女
大学生		105	100
高校生		95	90
中学生		85	80
小学 4-6年		60	
" 1-3年		55	
4-6歳		45	
1-3歳		40	
0歳		30	

【日本の生活水準】(労働科学研究所)

●参考—最近の婚姻費算出方法に関する文献

- ⑤「養育費・婚姻費用算定表についての解説」(大阪家庭裁判所)【調停時報155号 2003】
- ⑥「簡易迅速な養育費等の算定を目指して—養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案」(東京・大阪養育費等研究会)【判例タイムズ1111号 家庭裁判月報55巻7号 ケース研究276号 2003】
- ⑦「資料：生活費関係について」(東京家庭裁判所家事部調査官室) *ケース研究の毎年11月号に掲載される

このほかにも様々な資料を所蔵しているので、レファレンスサービスを活用していただきたい。

(東弁・二弁合同図書館事務局 白川 智行)